

地域医療を担う医師の確保対策の充実を  
求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 あ て  
財 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国の医師数は増加傾向にあるものの、都道府県間や地域間で医師の偏在があり、本県も国の医師偏在指標において医師少数都道府県に該当し、地域によっては、医療需要に対する医師不足が大きな課題となっている。

本県では、地域医療を担う医師の確保・定着に向け、医師の処遇改善等を進めているが、慢性的な医師不足から医師の偏在解消には限界があり、今後、医師が不足する地域において新興感染症の感染拡大があった場合、医療提供体制の確保が一層困難になるおそれがある。

また、地域において医師が十分確保されないままに、来年4月から勤務医に対する時間外労働の上限規制が適用されると、医療機関の診療体制の縮小を余儀なくされたり、救急医療が困難となるなど、医療提供体制に多大な影響が生じることが懸念される。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地域医療を担う医師の確保対策の充実により、誰もが住み慣れた地域で必要な医療を受けられる社会を実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 医師の偏在が続いている状況を踏まえ、新興感染症の流行に備えた医師需給推計の検証を行った上で、地域の実情に配慮して十分医師が確保されるよう、医学部の臨時定員増を延長するなど、必要な対応を行うこと。
- 2 医師の働き方改革は、地域における医師確保・偏在対策とともに進めること。
- 3 臨床研修医について、地方における研修体制の充実を図ることや募集定員の算定方法を都道府県間の偏在の状況を考慮して見直すなど、都市部への集中を是正する抜本的な対策を早急に実施すること。
- 4 医師の確保とともに、地域医療を支える医療従事者の確保に向けて、十分な財政措置を講ずること。